

- 農業協同組合課長 一 阪田 彰夫
- (4) 文部省 松永 光
五十嵐耕一
岡林 隆
- (5) 運輸省 山下 徳夫
- (6) 内閣官房 藤波 孝生・後藤田正晴
禿河 徹映・吉居 時哉・的場 順三
萩原 昇・木本 忠男
- (7) 内閣法制局 茂串 俊
工藤 敦夫・関 守
市川 喬・永瀬 誠
- 文部大臣 総務審議官 福利課長
- 運輸大臣
- 内閣官房長官 内閣審議室長 内閣審議官
- 法制局長官 第四部長 参事官

編著者略歴

吉原健二 (よしはら・けんじ)

昭和30年厚生省入省、厚生省老人保健部長、児童家庭局長、年金局長を経て現在社会保険庁長官。

新年金法 61年金改革 解説と資料

昭和62年3月30日発行 定価2900円

編著者 吉原健二

発行者 松井昭一郎

発行所 全国社会保険協会連合会
東京都品川区東五反田2の10の24
郵便番号141 振替口座東京8-134468
電話03 (445) 0800(代)

印刷所 図書印刷株式会社

目次

第一部 解説

第一章 年金改革の背景と必要性(Ⅰ)	3
1 平均寿命の伸長と人口の高齢化	3
2 産業構造、就業構造などの変化	9
3 財政再建と行政改革	14
第二章 年金改革の背景と必要性(Ⅱ)	17
1 社会保障費の増大と将来の国民負担率	17
2 年金制度の成熟化と国民意識の変化	21
3 改革の目的と柱	27
第三章 基礎年金の導入と制度の再編成	29
1 基礎的部分の統合一元化	29
2 社会保障制度審議会の基本年金構想と政府案	32
3 保険方式の維持と無年金者対策	37

第四章	基礎年金の水準と考え方 (I)	44
1	老後の生活の基礎的部分の保障	44
2	生活保護水準との比較	48
3	社会保障制度審議会の考え方と諸外国の基礎年金の水準	51
4	自営業者所得との関係	53
5	国民年金の所得比例年金	56
第五章	基礎年金の水準と考え方 (II)	60
1	基礎年金の資格期間	60
2	障害、母子福祉年金の廃止	63
3	私的年金、個人年金とのちがひ	65
第六章	基礎年金の費用	72
1	拠出金制度の仕組み	72
2	被保険者数に応じた公平な負担	75
第七章	給付水準の適正化	78
1	給付水準の考え方	78
2	賃金の六九%の水準の維持	81
3	世帯単位から個人単位に	87
4	単価、乗率の通減	89
5	物価スライドと賃金の再評価	93

6	国会における論議と修正	97
第八章	保険料負担の適正化 (I)	100
1	厚生年金の保険料率の推移	100
2	厚生年金の将来の保険料率	103
3	支給開始年齢を六十五歳にした場合	106
第九章	保険料負担の適正化 (II)	109
1	国民年金の保険料の推移	109
2	国民年金の保険料の負担の限界	112
3	免除の適正化	115
第十章	国庫負担	119
1	これまでの国庫負担とその推移	119
2	新しい国庫負担の仕組み	123
3	年金目的税	127
4	労使負担割合等	129
第十一章	女性と遺族の年金	132
1	サラリーマンの妻の取扱い	132
2	働く婦人の増加	134
3	妻の届出	137
4	支給開始年齢の引上げ	139

5 保険料率の男女差の解消.....142

6 母子年金及び遺族年金の改善.....143

7 国会での論議.....147

第十二章 障害者の年金と手当

1 障害年金の改善と特別障害者手当の創設.....151

2 障害者の自立と連帯.....155

3 国会での論議と修正.....157

第十三章 年金と雇用 (I)

1 支給開始年齢.....160

2 六十五歳への引上げ論.....162

3 時期尚早論.....165

4 今後の検討.....169

第十四章 年金と雇用 (II)

1 在職老齢年金.....171

2 厚生年金適用の年齢制限.....174

3 五人未満事業所への適用拡大.....175

4 船員・坑内員等の特例廃止.....177

第十五章 年金財政の将来

1 五十九年財政再計算の前提と考え方.....181

2 基礎年金の財政.....186

3 厚生年金の財政.....188

4 国民年金の財政.....191

5 年金財政の将来展望.....194

第十六章 共済法の改正と年金制度の一元化

1 年金一元化の閣議決定.....196

2 共済年金の改正と国会論議.....199

3 一元化の今後のすすめ方.....203

第十七章 法案の作成から成立まで

1 改革案作成の考え方.....206

2 法案の審議.....208

3 各党の意見.....211

4 多くの人への感謝.....213

第十八章 新制度の発足

1 被保険者数.....215

2 保険料.....217

3 年金額及び受給者数.....217

4 収支予算.....220

5 新旧制度の比較.....222

215

206

196

181

171

160

151

第二部 対談と講演

1	講演 年金制度における公平性の確保のために(昭和五十七年六月)	229
2	対談 公的年金制度の一元化をめざして(昭和五十九年一月)	233
3	座談 二十一世紀の年金制度の確立のために(昭和五十九年一月)	251
4	対談 年金改正法案が衆議院を通過して(昭和六十年一月)	267
5	対談 年金改正法の成立と今後の展望(昭和六十年五月)	281
6	講演 今年年金改革と国民年金(昭和六十年九月)	294
7	講演 新年金制度の発足と今後の課題(昭和六十一年六月)	299

第三部 資料

一	改革の経緯(年表)	305
二	年金改正法案要綱等	311
1	国民年金法等の一部を改正する法律案関係	311
(1)	要綱	311
(2)	提案理由説明(衆議院)	323
(3)	提案理由説明(参議院)	327
(4)	附帯決議(衆議院)	330
(5)	附帯決議(参議院)	331
(6)	修正事項(衆議院)	332

(7)	修正事項(参議院)	333
2	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案関係	334
(1)	要綱	334
(2)	提案理由説明(衆議院・参議院)	340
(3)	附帯決議(衆議院)	341
(4)	附帯決議(参議院)	343
(5)	修正事項(参議院)	344
三	審議会の意見・答申等	345
1	社会保障制度審議会建議(昭和五十二年十二月十九日)	345
2	年金制度基本構想懇談会報告(昭和五十四年四月十八日)	363
3	国民年金研究会報告(昭和五十七年二月十日)	385
4	共済年金制度基本問題研究会意見(昭和五十七年七月十四日)	402
5	社会保険審議会厚生年金保険部会意見(昭和五十八年七月十五日)	412
6	社会保険審議会答申(昭和五十九年一月二十四日)	416
7	国民年金審議会答申(昭和五十九年一月二十六日)	419
8	社会保障制度審議会答申(昭和五十九年二月二十三日)	419
9	共済年金制度改革検討委員会報告(昭和五十九年十月十二日)	421
10	国家公務員等共済組合審議会答申(昭和六十年四月八日)	426
11	地方公務員共済組合審議会答申(昭和六十年四月八日)	429
12	社会保障制度審議会答申(昭和六十年四月十日)	431

13 臨時行政調査会第三次答申(基本答申)(抜粋)(昭和五十七年七月三十日)..... 432

14 臨時行政調査会第五次答申(最終答申)(抜粋)(昭和五十八年三月十四日)..... 434

15 閣議決定「今後における行政改革の具体化方策について」(抄)(昭和五十七年九月二十四日)..... 435

16 閣議決定「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」(抄)(昭和五十八年五月二十四日)..... 436

四 各種改革構想の概要..... 438

五 諸外国の年金制度..... 449

① 制度の基本体系..... 451

② 年金額等..... 451

③ 老齢年金制度..... 453

④ 障害年金制度..... 457

⑤ 遺族年金制度..... 459

⑥ 費用負担..... 463

六 統計(年金)..... 465

一 現在までの推移..... 465

1 公的年金一般..... 465

第1表 公的年金制度被保険者数、受給権者数及び平均年金額..... 466

第2表 公的年金制度被保険者数の推移..... 466

第3表 老齢(退職)年金受給権者数の推移..... 467

第4表 老齢(退職)年金受給権者数の被保険者数に対する割合..... 468

第5表 老齢(退職)年金受給権者1人当り年金月額額の推移..... 469

第6表 公的年金制度年金額の推移..... 470

第7表 公的年金制度給付費国庫負担額の推移..... 471

2 厚生年金..... 471

第8表 厚生年金事業所数及び被保険者数の推移..... 472

第9表 厚生年金平均標準報酬月額額の推移..... 473

第10表 厚生年金受給権者数及び年度間一時金受給者数..... 474

第11表 厚生年金年金額の推移..... 475

第12表 厚生年金1件当り老齢年金月額(退職)の推移..... 476

第13表 厚生年金収支状況..... 477

第14表 厚生年金保険料率の推移..... 478

第15表 60歳以上の年齢別・報酬別被保険者割合..... 479

3 船員保険..... 480

第16表 船員保険被保険者数等の推移..... 480

第17表 船員保険受給権者数の推移..... 481

第18表 船員保険年金額の推移..... 482

第19表 船員保険収支状況..... 483

4 国民年金..... 484

第20表 国民年金被保険者数の推移(男女別)..... 484

第21表 国民年金被保険者数の推移（強制・任意別）……………485

第22表 保険料免除者数の推移……………486

第23表 国民年金受給権者数及び一時金受給者数……………487

第24表 国民年金金額及び一時金額……………488

第25表 国民年金収支状況の推移……………489

第26表 国民年金の平準保険料と拠出保険料の推移……………490

第27表 国民年金の給付水準及び保険料の推移……………491

第28表 福祉年金受給者数の推移……………492

第29表 福祉年金給付費の推移……………493

5 共済組合

第30表 共済組合収支状況の推移……………495

第31表 共済組合長期給付保険料率の推移……………497

二 将来見通し（昭和59年財政再計算結果）

1 厚生年金・国民年金

第32表 国民年金被保険者数の見通し……………498

第33表 拠出金算定対象者数の見通し……………498

第34表 基礎年金給付費の見通し……………499

第35表 厚生年金・国民年金支出額の見通し……………499

第36表 厚生年金被保険者数、老齢年金受給者数、給付費の見通し（改正前）……………500

第37表 厚生年金被保険者数、受給者数の見通し（改正法）……………500

第38表 国民年金被保険者数、老齢年金受給者数、給付費の見通し（改正前）……………501

第39表 国民年金（基礎年金）被保険者数、年金受給者数の見通し……………501

第40表 厚生年金収支見通し（改正前）……………502

第41表 厚生年金収支見通し（改正法）……………503

第42表 厚生年金収支見通し（改正法ベース、支給開始年齢65歳）……………504

第43表 国民年金収支見通し（改正前）……………505

第44表 国民年金収支見通し（改正法）……………506

第45表 厚生年金ケース別収支試算結果（改正法）……………507

第46表 厚生年金ケース別収支試算結果（改正法ベース、支給開始年齢65歳）……………507

第47表 国民年金ケース別収支試算結果（改正法）……………507

2 共済組合

第48表 国家公務員共済組合収支見通し（連合会、改正前）……………508

第49表 国家公務員共済組合収支見通し（連合会、改正法、ケースⅠ）……………509

第50表 国家公務員共済組合収支見通し（連合会、改正法、ケースⅡ）……………510

第51表 地方公務員共済組合収支の見通し（連合会、改正法）……………511

第52表 私立学校教職員共済組合収支見通し（改正法）……………512

第53表 農林漁業団体職員共済組合収支見通し（改正法）……………513

七 統計（人口その他）……………515

一 人口・世帯

第54表 年齢階級別人口の推移……………515

第55表 人口の将来見通し.....517

第56表 主要国の年齢3区分別人口の将来推計.....519

第57表 人口再生産率の推移.....520

第58表 労働力人口の推移.....521

第59表 従業上の地位別就業者数の推移.....522

第60表 産業別就業者数の推移.....523

第61表 平均余命の推移.....525

第62表 世帯構造別世帯数の推移.....527

第63表 世帯人員別世帯数の推移.....529

第64表 世帯類型別世帯数の推移.....530

第65表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の推移.....531

第66表 世帯構造別にみた65歳以上の者のみの世帯数の推移.....531

二 経済・財政

第67表 国民総生産及び国民所得等の推移.....532

第68表 各種金利の推移.....533

第69表 賃金上昇率、消費者物価上昇率の推移.....534

第70表 一般歳出及び社会保障関係費等の推移.....535

第71表 社会保障関係予算額の推移.....537

第72表 一般会計公債等の推移.....538

第73表 社会保障負担、租税負担等の推移.....539

三

社会保障

第74表 租税負担及び社会保障負担の国際比較 (対国民所得比).....540

第75表 一律定年制における定年年齢の状況.....541

社会保障

第76表 社会保障給付費の推移.....542

第77表 主要国における社会保障給付費分野別構成割合の推移.....543

第78表 社会保障費等の将来推計.....545

第79表 被保護世帯数等の推移.....546

第80表 生活扶助基準額の推移.....547

四

家計

第81表 1世帯当り年平均1カ月間の支出 (全国、全世帯).....549

第82表 1世帯当り年平均1カ月間の収入と支出 (全国、勤労者世帯).....551

第83表 65歳以上の単身世帯における有業・無業別1世帯当り1カ月間の消費支出 (全世帯).....552

第84表 農家世帯1戸当り1年間の収入と支出.....553

第85表 貯蓄及び負債の1世帯当り現在高の推移 (全世帯).....555

第86表 貯蓄及び負債の1世帯当り現在高の推移 (勤労者世帯).....557

第87表 生命保険の世帯加入率.....558

第88表 生命保険加入世帯の加入金額.....559

八

主要関係者名簿

1 社会保障制度審議会 (昭和52年12月19日・昭和59年1月26日現在).....560

2 年金制度基本構想懇談会 (昭和54年4月18日現在).....562

3	国民年金研究会 (昭和57年2月10日現在)	562
4	共済年金制度基本問題研究会 (昭和57年7月14日現在)	563
5	社会保険審議会 (昭和59年1月26日現在)	563
6	国民年金審議会 (昭和59年1月26日現在)	564
7	共済年金制度改革検討委員会 (昭和59年10月12日現在)	564
8	国家公務員等共済組合審議会 (昭和60年4月1日現在)	565
9	地方公務員共済組合審議会 (昭和60年4月8日現在)	565
10	衆議院社会労働委員会 (昭和59年12月18日現在)	566
11	参議院社会労働委員会 (昭和60年4月23日現在)	566
12	衆議院大蔵委員会 (昭和60年11月29日現在)	567
13	参議院内閣委員会 (昭和60年12月19日現在)	567
14	厚生省	568
15	大蔵省その他関係省庁	569

図表・統計表 (第一部)

〔図表〕

第一章 年金改革の背景と必要性 (I)		
第1-1 図	男女別平均余命の推移	4
第1-2 図	年齢階級別人口構造の推移	5
第1-3 図	人口高齢化の推移の国際比較	6
第1-4 図	総人口に対する働き手と高齢人口の割合の推移	7
第1-5 図	世帯構造の変化の推移	8
第1-6 図	産業3部門別就業人口の割合の推移	10
第1-7 図	従業上の地位別就業者数の割合の推移	10
第1-8 図	国民年金の産業別被保険者の割合の推移	11
第1-9 図	船員保険被保険者数等の推移	12
第1-10 図	女子有配偶者 (15歳以上) の就業状態別構成比の推移	13
第1-11 図	国の公債残高・公債依存度・一般会計歳出伸率の推移	15
第二章 年金改革の背景と必要性 (II)		
第2-1 図	社会保障給付費の対国民所得比等の推移	18
第2-2 図	社会保障給付費 (対国民所得比) の部門別構成の国際比較	19
第2-3 図	老齢年金受給権者数の推移	24
第2-4 図	公的年金給付費の推移	25
第2-5 図	高齢者世帯における所得の種類別構成割合の推移	26
第三章 基礎年金の導入と制度の再編成		
第3-1 図	基礎年金の導入と制度の再編成	30
第3-2 図	社会保障制度審議会及び社会党の改革案	33
第3-3 図	年金制度の体系の国際比較	36
第3-4 図	社会保険方式か税方式か	41
第四章 基礎年金の水準と考え方 (I)		
第4-1 図	国民年金の望ましい給付水準	47
第4-2 図	職業別年間所得の分布	58
第五章 基礎年金の水準と考え方 (II)		
第5-1 図	物価上昇に伴う年金額の実質価値の低減率	67
第六章 基礎年金の費用		
第6-1 図	基礎年金の拠出金等の流れ	74

第七章 給付水準の適正化

第7-1 図 厚生年金加入期間の伸長と年金額の増加(改正前).....79

正前)

第7-2 図 厚生年金の標準的な給付水準.....80

第7-3 図 厚生年金の望ましい給付水準.....84

第7-4 図 厚生年金の世帯別給付水準(改正後).....88

第八章 保険料負担の適正化(Ⅰ)

第8-1 図 厚生年金の保険料負担の限度.....105

第8-2 図 厚生年金の保険料率の見通し.....107

第九章 保険料負担の適正化(Ⅱ)

第9-1 図 国民年金の保険料(月額)の見通し.....111

第9-2 図 国民年金の保険料の負担の限界.....113

第9-3 図 国民年金の保険料免除者数及び免除率の推移.....116

第十章 国庫負担

第10-1 図 年金関係国庫負担額の推移.....121

第10-2 図 一般会計予算と年金関係予算等の伸び率の推移.....122

第10-3 図 年金国庫負担の将来見通し.....125

第十一章 女性と遺族の年金

第11-1 図 女性雇用者数の推移.....135

第11-2 図 厚生年金及び国民年金の女子被保険者数の推移.....135

第11-3 図 女子の支給開始年齢上げの経過措置.....141

第11-4 図 国民年金の母子年金の仕組み.....144

第11-5 図 厚生年金の遺族年金の仕組み.....145

第十二章 障害者の年金と手当

第12-1 図 障害年金の改正.....152

第十三章 年金と雇用(Ⅰ)

第13-1 図 厚生年金の支給開始年齢.....161

第13-2 図 平均余命の推移.....163

第13-3 図 老後の生活設計の中心.....164

第13-4 図 定年年齢別企業割合の推移(一律定年制).....167

第13-5 図 厚生年金の支給開始年齢.....168

第十四章 年金と雇用(Ⅱ)

第14-1 図 60-64歳の年齢層の在職高齢年金受給状況.....172

第十五章 年金財政の将来

第15-1 図 賦課方式と積立方式.....182

第15-2 図 厚生年金の収支見通し(改正後).....190

第15-3 図 国民年金の収支見通し(改正後).....193

第十六章 共済法の改正と年金制度の一元化

〔統計表〕

第一章 年金改革の背景と必要性(Ⅰ)

第1-1 表 人口高齢化スピードの国際比較.....6

第1-2 表 働き手の人口何人で高齢人口1人を養うか.....7

第二章 年金改革の背景と必要性(Ⅱ)

第2-1 表 社会保障給付費、租税、社会保障負担率等の国際比較.....19

第2-2 表 公的年金制度被保険者数及び受給権者数.....22

第2-3 表 公的年金各制度の仕組みと主な相違点.....23

第三章 基礎年金の導入と制度の再編成

第3-1 表 65歳以上の者に一律老齢基礎年金月額5万円を支給するとした場合の所要額.....39

第四章 基礎年金の水準と考え方(Ⅰ)

第4-1 表 高齢者世帯における1世帯当り平均所得金額と所得の種類別金額の構成割合の推移.....45

第4-2 表 高齢者世帯の消費支出(月額)と基礎年金の水準.....46

第五章 基礎年金の水準と考え方(Ⅱ)

第5-1 表 基礎年金の資格期間に関する経過措置.....61

第5-2 表 老齢福祉年金・5年年金等の受給者数の見通し.....64

第5-3 表 国民年金の給付改定率、物価上昇率、利廻り等の推移.....68

第5-4 表 65歳以上の者に月額1人5万円の年金を支給するための費用.....70

第六章 基礎年金の費用

第6-1 表 基礎年金の拠出金の算定式.....73

第6-2 表 拠出金算定対象となる基礎年金給付費と被保険者数.....76

第6-3 表 各制度別基礎年金給付費と基礎年金拠出金.....76

第七章 給付水準の適正化

第7-1表 厚生年金の標準的年金水準の推移(月額)……………82

第7-2表 男子1人当り老齢年金額の推移……………82

第7-3表 主要国の年金制度の概要……………83

第7-4表 勤労者世帯の家計における実収入額に占める
非消費支出等の割合……………85

第7-5表 厚生年金の定額単価及び乗率に関する経過措
置……………90

第7-6表 被用者の配偶者(妻)の老齢基礎年金に対す
る経過的加算額……………91

第7-7表 年金額スライド(率)等の推移……………94

第7-8表 厚生年金における過去の標準報酬の再評価率95

第八章 保険料負担の適正化(Ⅰ)

第8-1表 厚生年金の保険料率の推移……………101

第8-2表 諸外国における年金制度の保険料率の国際比
較……………104

第九章 保険料負担の適正化(Ⅱ)

第9-1表 国民年金の保険料(月額)の推移……………110

第十章 国庫負担……………120

第10-1表 公的年金の国庫負担の国際比較……………120

第10-2表 年金国庫負担の将来見通し……………125

第10-3表 諸外国の年金制度における労使負担割合……………130

第十一章 女性と遺族の年金

第11-1表 老齢年金の支給開始年齢と平均余命……………140

第11-2表 厚生年金の保険料率(改正後)……………142

第十二章 障害者の年金と手当

第12-1表 障害等級表の統一……………154

第12-2表 障害年金及び福祉手当の受給者数……………158

第十三章 年金と雇用(Ⅰ)

第13-1表 老齢年金の支給開始年齢の国際比較……………166

第十四章 年金と雇用(Ⅱ)

第14-1表 在職老齢年金……………172

第14-2表 健康保険及び厚生年金の未適用事業所及び従
業員数……………176

第十五章 年金財政の将来

第15-1表 財政方式の考え方……………182

第15-2表 将来人口推計の比較……………184

第15-3表 過去の経済成長率等の推移……………185

第15-4表 「一九八〇年代経済社会の展望と指針」……………185

第15-5表 基礎年金の被保険者数、受給者数等の見通し……………187

第十八章 新制度の発足

第18-1表 被保険者数……………216

第18-2表 年金額(月額)……………218

第18-3表 年金受給権者数……………219

第18-4表 保険料・国庫負担・給付費(予算ベース)……………221

第18-5表 基礎年金の収入と支出……………221

第18-6表 新旧制度比較表……………223

第十一章 女性と遺族の年金

1 サラリーマンの妻の取扱い

今回の年金改革の第三の柱は、女性の年金権の確立と年金制度における男女差の撤廃である。まずこれまでのわが国の年金制度における女性の取扱いがどうなっていたかという点、

- (1) 夫婦であれ、単身であれ、サラリーマンとして働いていれば、厚生年金などに加入し、男子と同様自ら老齢年金、障害年金などを受けることができる。
- (2) 夫婦であれ、単身であれ、自営業を営んでいれば、国民年金に加入し、自ら保険料を納め、自ら老齢年金、障害年金などを受けることができる。
- (3) 二十歳以上六十歳未満の独身で無業の女性は、国民年金に加入し、自ら保険料を納め、自ら老齢年金、障害年金

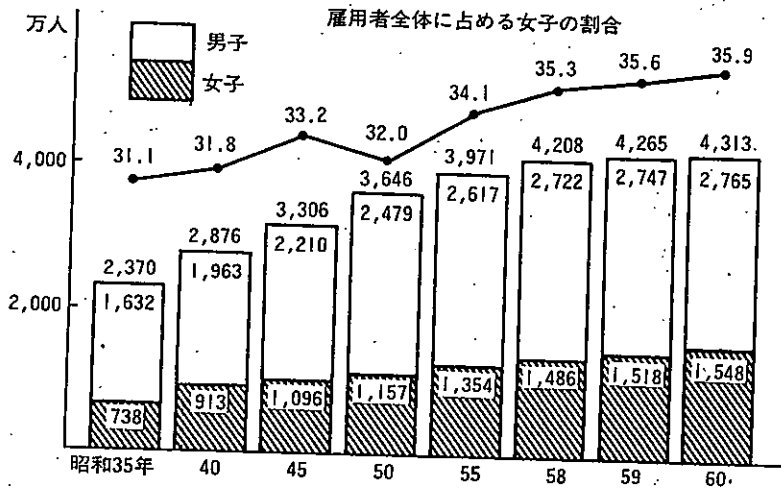
などを受けることができる。保険料を納められない人は免除される。

- (4) 夫がサラリーマンで厚生年金などに加入している家庭の妻、いわゆる専業主婦は、国民年金に任意加入することができ、自ら保険料を納め、自ら老齢年金、障害年金などを受けることができる。国民年金に任意加入しなければ、夫の老齢年金の加給の対象になり、夫が死亡したとき遺族年金を受けることができるが、自ら老齢年金、障害年金などを受けることはできない。

今回の改革で大きくかわるのは、このうち(4)のサラリーマンの妻の取扱いであり、サラリーマンの妻はこれからはすべて国民年金に強制加入することになる。しかし自ら国民年金の保険料を納める必要はなく、妻の保険料は、夫の給与から差し引かれる夫の厚生年金の保険料の中に含まれ、夫の分と一緒に厚生年金の会計から国民年金の会計に払い込まれる。そして老齢になれば自分名義の老齢年金を受けることができるし、障害になれば障害年金を受けることができる。仮に離婚した場合でも同じである。一方夫の老齢年金はこれまでより少なくなり、妻の加給分はつかなくなる。

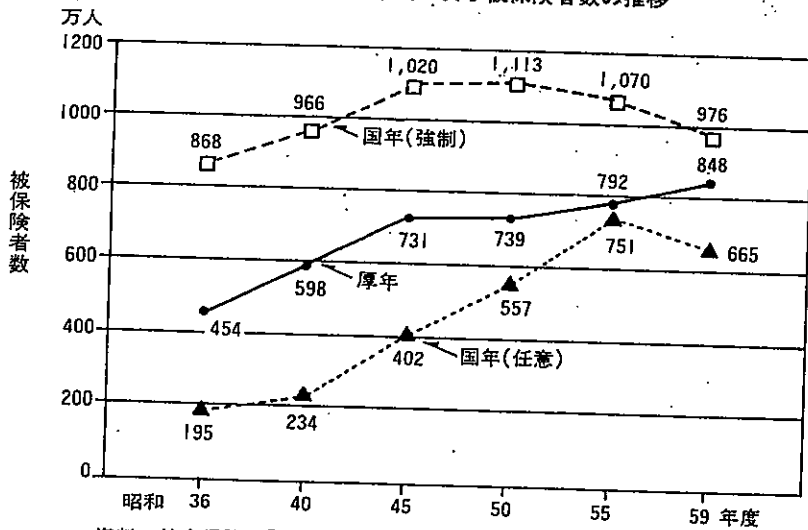
今日女性に独立の年金権を与える必要はないという人はいないであろう。しかし年金制度のうえで女性を具体的にどう扱うかは、女性は男性とちがって職業をもたず、収入もなく、結婚しても夫の扶養家族として家事に専念する人が多いだけに、思想のうえでも実務のうえでもたいへんむずかしい。自らサラリーマンとして働いている女性が厚生年金などの適用を受けるのは当然としても、自営業者の妻や独身の無業の女性に国民年金を適用すべきかどうか、サラリーマンの妻は厚生年金の方でカバーすべきか、国民年金の方でカバーすべきかについて国民年金創設時にもたいへん議論があった。結局国民一人一人ができるだけ独立の年金権をもつべきであるという考え方になって、国民年金は適用も給付も完全な個人単位とし、自営業者の妻も独身の無業の女性も国民年金の独立の被保険者とした。しかし

第11-1図 女子雇用者数の推移



資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第11-2図 厚生年金及び国民年金の女子被保険者数の推移



資料：社会保険庁「事業年報」

2 働く婦人の増加

サラリーマンの妻については、厚生年金が夫が外で働き、妻が家事に専念しているという通常のサラリーマン世帯を前提に給付が設計されており、夫の年金で妻の分もある程度カバーされている面もあるので、さしあたって希望する者だけが国民年金に任意加入できる途を開いた。しかし社会保険はあくまでも強制加入が原則であり、本来のあるべきすがたは今後引き続き検討することにしたのである。

今回の改革でこの長年の懸案に決着をつけ、サラリーマンの妻も全員国民年金に強制加入することとしたが、それは次のような理由からである。まず第一に、国民年金創設時から約二十五年の間に世の中の事情は大きく変わり、働く女性の数が著しく増えた。総理府の労働力調査によると、十五歳以上の有配偶の女子、つまり家庭の主婦のうち雇員として働いている人の数は、昭和三十五年には八・八%、一七〇万人程度にすぎなかったが、昭和五十八年には二八・八%、八八〇万人にも達している。また労働省の婦人労働白書によれば、未婚の女性を含め十五歳以上の女子の雇員数は、昭和五十九年度には一五一一八万人に達し、専業主婦を中心にした家事専業者一五一六万人を初めて上まわり、男子を含めた全雇員者の三分の一以上を占めるに至った(第11-1図)。厚生年金に加入している女子の被保険者数も、昭和三十五年当時約四五〇万人にすぎなかったが、昭和五十九年には八五〇万人にも達している(第11-2図)。

第二に、サラリーマンの妻で国民年金に任意加入している者が、昭和五十五年にはサラリーマンの妻の六割から七割にもあたる七五〇万人にも達していることである。その後は少しずつ減少しているが、それでも昭和五十九年に六